

平成28年11月

臨時会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

平成28年11月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 平成28年11月30日(水) 午後2時7分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 3階会議室

議事日程

(新議員の紹介)

第1. 議席の指定

第2. 会期の決定

第3. 会議録署名議員の指名

第4. 議案第11号 専決処分の承認について

(高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約)

議案第12号 専決処分の承認について

(高幡広域市町村圏事務組合職員一般職の任期付職員の採用及び給与の

特例に関する条例の一部を改正する条例)

議案第13号 平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)に

ついて

出席議員	1番	西村 泰一	6番	本井 康介
	2番	筒井 淳三	7番	土釜 清
	3番	森 武士	8番	矢野 富夫
	4番	橋本 保	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 公孝

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	北川 幸一

事務局出席者	事務局長	福本 博一
	事務補助員	濱口 恵子

奥四万十博推進協議会出席者	事務局長	門田 慶
---------------	------	------

午後 2 時 7 分 開議

◎議長（本井 康介 君）

ただいまから会議をひらきます。会議に先立ち、ご報告いたします。

本日の平成 28 年 1 1 月臨時会に付議するため、議案第 1 1 号から議案第 1 3 号の 3 議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

ただいまの出席議員は 1 0 名全員であります。定足数に達しておりますので、これより、平成 28 年 1 1 月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく、当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。

本年 7 月議会におきまして、四万十町中尾町長が副管理者となられましたので、四万十町副町長が組合格約第 5 条の規定によりまして議員となられます。森武士君をご紹介させていただきます。

◎ 3 番（森 武士 君）

はい。四万十町副町長の森と申します。出戻りではありますが、よろしく申し上げます。

（ 拍手 ）

◎議長（本井 康介 君）

ありがとうございました。次に、去る 1 1 月 2 4 日に行われました須崎市議会におきまして、議長に就任されました、西村泰一君をご紹介させていただきます。

◎ 1 番（西村 泰一 君）

みなさん、こんにちは。どうもお世話になります。この、あの、24 日に竹下前議長の後任といたしまして、議長に就任いたしました、西村泰一でございます。また、あの、分からないことばかりですが、ご指導の程、よろしく願いいたします。どうも。

（ 拍手 ）

◎議長（本井 康介 君）

それでは、日程第 1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、森武士君の議席を 3 番議席、西村泰一君の議席を 1 番議席に指定いたします。

日程第 2、会期の決定を議題とします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

（異議なし）

◎議長（本井 康介 君）

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、3番森武士君、5番池田洋光君を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第11号から議案第13号を一括議題といたします。提案趣旨の説明を求めます。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。本日は議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、お練り合わせをいただき、ご出席を賜りまして、11月臨時会が開会できましたことを、厚くお礼を申し上げます。

また、先般ご紹介のありました、西村泰一議員、森武士議員におかれましては、ご就任心からお喜び申し上げますとともに、市、町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導をいただきますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

本定例会には、2件の専決処分の承認と、平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第2号の3議案をご提案いたしておりますが、その趣旨説明を申し上げます。

先ず、議案第11号の専決処分の承認につきましては、高知県市町村総合事務組合の規約の改正に関する専決処分の承認をいただくものでございます。

次に、議案第12号の専決処分の承認につきましては、高幡広域市町村圏事務組合職員一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてございまして、現在開催中であります奥四万十博覧会の推進協議会に勤務しております川田広報部長の任期延長によりまして、給与表の一部を改正し、これを専決処分しましたことに対する承認をいただくものでございます。

それから議案第13号につきましては、平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算第2号についてございまして、こちらについては大きく2点の補正の内容となっております。1点目が、当組合が行っている事業の一つであります障害支援区分認定審査会に関するものでございます。障害支援区分認定審査会の予算につきましては、各市、町からの負担金と、国、県によります補助金により運営してまいりましたが、国、県の補助制度の改正がなされ、当事業が補助対象外となったことによりまして歳入が不足し、これを各市、町に負担金を求めるものでございます。次に2点目が、高幡地域の広域観光する委託者への賠償についてでございます。去る本年3月1日に、奥四万十博覧会の開催を1ヵ月に控え、奥四万十博協会の体制強化と、博覧会終了後の高幡広域観光業務の在り方を検討し、これを推進することを目的とし、2年1ヵ月の長期の委託契約を加藤氏と結びました。しかしながら、6月一杯をもってこの委託契約を解除し、その後、相手方より何度か委託解除に関する質問や要望が寄せられたことにつきましては、本年7月の高幡定例議会後の奥四万十博推進協議会理事会におきまして報告させていただいたとおりでございます。そして今回、10月11日に相手方弁護士より示談の申し込みがございまして、この件に関する賠償金額の補正の要求をするものでございます。

なお、本議会にご提案いたしております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会のご協議を経まして、ご提案申し上げているものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局の方からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（本井 康介 君）

はい。続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（福本 博一 君）

議長。

◎議長（本井 康介 君）

福本事務局長。

◎事務局長（福本 博一 君）

それでは、議案第11号から順に説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。資料は議案書の2ページをご覧ください。こちらは、高知縣市町村総合事務組規約の一部を改正する規約につきまして、専決処分をいたしまして、その承認いただくものでございます。専決処分の内容につきましては、3ページをご覧ください。今回の規約変更につきましては、高知縣市町村総合事務組合の事務所が移転され、住所が変更されたということで、高知縣市町村総合事務組合は、構成する団体の職員の退職金などの事務を共同で行っている組合であります。この事務所の位置にかかる規約の変更につきましては、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、構成団体の協議が必要とされております。つきましては、事務所の住所変更に伴う規約の変更を9月1日に専決処分しております、これを承認いただくものでございます。

続きまして議案第12号でございます。4ページをご覧ください。こちらも専決処分の承認議案でありまして、高幡広域市町村圏事務組合職員一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分をしたものでございます。詳細につきましては5ページをご覧くださいと思います。これは高幡事務組合の給与表の改正になりますが、具体的には、現在開催中の奥四万十博の実施団体であります、奥四万十博推進協議会の川田広報部長さんがこの給与表に該当をいたします。川田広報部長は、当組合の特定任期付職員としまして、観光に関する専門的な知識を有する者として採用し、平成28年10月31日をもって当初の任期である3年間の経過しましたが、奥四万十博は12月25日まで開催をされること、それから終了後の残務処理を考慮しまして、その任期を今年度末の平成29年3月31日まで延長しております。つきましては、給与表を現在のものに改正をしまして、表中の金額につきましては、今回の任期付職員の給与条例が制定された際の条件と同じく、1号給につきましては、高幡広域市町村圏事務組合職員給与条例によります3級の再任用の額が入り、2号給につきましては同職員給与条例の4級の再任用の額が、その後の号給も順次金額を入れております。議案第12号につきましては、任期付職員の給与条例の一部の改正を9月12日に専決処分をいたしまして、これを承認いただくものでございます。

続きまして、議案第13号です。こちらは6ページとなりまして、補正予算を要求するもので

す。説明につきましては、別冊になります議案第13号平成28年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算書(第2号)をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきまして、このページにつきましては、先日訂正の文書を送付させていただきましたが、訂正箇所が中央の部分になります、(歳入歳出予算の補正)の第1条のところですが、事前の送付のものは、歳入歳出予算の総額が1,253千円となっていますが、正しくは歳入歳出それぞれ753千円が正しい数字となります。大変申し訳ありませんでした。歳入歳出それぞれ753千円を増額し、総額を187,038千円とするものでございます。予算総額に訂正はありません。それから次のページ、1ページになりますが、第1表の歳入としまして、1分担金及び負担金を411千円増額。3国庫支出金の1国庫補助金につきましては439千円減額。4県支出金の1県補助金を219千円減額。それから6繰入金の1基金繰入金に1,000千円増額し、歳入の補正額が753千円となっています。次に2ページです。2ページの歳出ですが、2総務費の1総務管理費に1,000千円の増。それから3民生費の1社会福祉費を247千円減額し、歳出の補正額も歳入と同額の753千円となっております。今回の補正は、内容としましては2点ありまして、一点目が障害認定審査会の補助事業が改正されたことに関するもの。もう一つが、観光の委託解除の賠償に関するものであります。まず一点目の障害認定審査会に関する補正についてから説明をいたします。資料は5ページをご覧ください。高幡事務組合では、障害支援区分の認定を行っていきまして、その障害認定の審査会の運営費につきましては、平成25年度から3年間、国からの障害支援区分認定等事務費補助と、県からの地域生活支援事業費補助がありました。今回、この補助制度につきまして改正があり、これまで対象となっていました障害認定審査会への補助が外れることとなり、国の厚生労働省につきましては、平成28年3月30日付で同年4月1日から適用の除外、高知県の障害保健福祉課につきましては、平成28年7月19日に施行し、遡って4月1日から適用ということになりました。つきましては、この補助制度の改正により、障害認定審査会の歳入が不足することとなりまして、これまでの執行状況から29年3月末まで掛かる費用を試算しまして、不足する額の411千円を各市町より負担していただきたく、補正予算を計上をいたしております。6ページにつきましては、国の補助がなくなったための439千円の減額、7ページは県の補助が無くなったため219千円の減額となっております。それに伴う歳出の方ですけども、10ページをご覧ください。歳出の方も執行状況から必要額を割り出した、247千円を減額しまして、補正後の障害認定総務費としての予算は1,063千円となっております。なお、各市町への負担金につきましては、障害担当者様にはすでに連絡させていただきました。それぞれの市町で補正対応などの検討をいただいております。今後につきましては、予算作成の際には、補助事業など引き続き行われるか確認を徹底するとともに、県や市町村などと情報の連携を密にしまして、同じことの無いよう十分に注意したいと思っております。ご迷惑をお掛けし大変申し訳ありませんでした。次に、補正予算の2点目でございます。こちらは9ページをご覧ください。歳出の方から説明をいたします。総務費、総務管理費のふるさと市町村圏事業費の22節補償補てん及び賠償金に1,000千円の補正となっております。こちらにつきましては、観光委託者への賠償金の支払いということでありまして、観光委託につきましては、昨年12月の全員協議会におきまして、奥四万十博の開幕を控えていたこともあり、奥四万十事務局の体制強化と博覧会以降の高幡観光を推進するため、観光の専門家と2年間の委託契約をする

ことと決定をしました。全国への公募によりまして、加藤位里氏がその委託者に選定されましたが、当初より事務所内での極端な人間関係の悪化、複数の関係者などの苦情で、博覧会の円滑な実施に支障をきたすと判断をし、6月末日に委託契約を解除いたしました。その後、相手方本人から文書によります、数回の質問や解除無効の申立てなどが提出され、その都度対応をしてきたことにつきましては、7月5日の高幡議会後の奥四万十博推進協議会理事会で報告をさせていただいた通りでございます。そして10月11日に、相手側も弁護士をたてられ、示談金の支払いによる解決の申し込みの要望が出されました。示談額につきましては、当組合が委託契約をしております弁護士によりまして、こういった事案の場合、月額3カ月程度であるということで、今回の場合は月額50万円でしたので150万円の支払いをするのが一般的であるということでしたが、相手方にも契約解除の問題があることで、2カ月未満の金額での交渉を行いまして、相手方もこれを了承し、現在は示談書の最終的な取りまとめをしている所であります。以上のことから、今回は補正予算書の9ページのとおり賠償金としての1,000千円を計上させていただいております。また、これにあたる歳入では、8ページになりますが、繰入金としましてふるさと市町村圏基金より同額を計上をしております。以上が議案第13号の補正予算第2号となります。説明は以上となります。

◎議長（本井 康介 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第11号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (本井 康介 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (本井 康介 君)

討論なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (本井 康介 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について質疑を行います。

◎8番 (矢野 富夫 君)

議長。

◎議長 (本井 康介 君)

はい。

◎8番 (矢野 富夫 君)

ちょっと、休憩を。

◎議長 (本井 康介 君)

暫時休憩します。

(休憩)

◎議長 (本井 康介 君)

正常に復します。

それでは、議案第13号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

◎10番(大崎 公孝 君)
議長。

◎議長(本井 康介 君)
大崎議員。

◎10番(大崎 公孝 君)

すみません、ちょっとお尋ねしますけれども、この観光委託賠償金の100万円について、先程、管理者から、各市、町の担当課長並びに副長で協議されたのご説明がありまして、私、津野町ですけれども、うちの問題ですが、このこと、何ら説明を受けてないので、今、事務局から説明をいただきましたけれども、これ、賠償するという事は、この組合側に何らかの瑕疵があるということ、認めたということなわけですかねえ。どういう、示談の内容についてですよ。うちの副長が聞いていってるかも分かりませんが、どの辺に瑕疵があったということ、認めた上での、この賠償金の支払いせないか、という点を説明いただきたいと思います。

◎事務局長(福本 博一 君)
議長。

◎議長(本井 康介 君)
福本事務局長。

◎事務局長(福本 博一 君)

示談金の金額につきましては、現在、示談書の内容について、弁護士さんに調整をし、その内容を審議している所でございますが、今回の事案につきましては、こちらとしましては相手方の否が多い、というふうに判断していますが、相手方弁護士からは、本人につきましては長期の雇用を期待し、遠方から仕事を整理して来たこと、解約後の生活費、それから、こちらへ来た転居費用の一部を負担をすることで、相手方が準備をしておるといふ訴訟を避けたいということ、早期に解決したい、というのは双方が望んでいること、ということが確認をできましたので、示談金の支払いを応じることであります。裁判ともなりますと、長期間の争いということで、またどのように運ぶのかは、弁護士さんも、想定は出来ないとのことでした。ですので、今回の補正予算ですね、示談金の支払いで事案を終了させたいというのが、事務局のお願いであります。

◎議長(本井 康介 君)
大崎議員。

◎10番(大崎 公孝 君)

まあ、それはそれで、理解する訳ですが、7月でしたかね、その定例会での話の中では、あくまでも、こちら側には瑕疵はないと、いう話の中で、そらあ、先方は弁護士立ててきても、裁判

してでも、こちらの正当性を主張すると、こういう話でありましたので、担当課長並びに、まあ、副長会でそういう話になったのであれば、それはそれで、異は唱えませんが、私ども、議員でありますので、この場で、議決の場で、こういう質疑っていうことでなくて、事前にそのことについて、ちょっとご説明いただければ、ここで、あえて、私が質疑する必要もなかったと思うんですが、今後そういう例があればですね、我々も議会議員な訳ですから、一応、事前に説明は受けておきたい、ということは申し据えておきます。このこと自体は、反対もしませんが、以後、よろしく願いいたします。

◎議長（本井 康介 君）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

◎議長（本井 康介 君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（本井 康介 君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（本井 康介 君）

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議を頂戴いたしまして、適切にご決定を賜りましてありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。日増しに寒くなってまいりました。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（本井 康介 君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成28年11月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

（お疲れ様でした）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員